

# 島根県報

第一、四六四号

平成十五年四月二十五日

(金曜日)

島根県知事 澄田信義

## 告示

### 目次

土地改良事業の認可(二件)	(農村整備課)	一
平成十五年定期種畜検査の実施	(畜産振興課)	一
解除予定保安林	(森林整備課)	二
漁業災害補償法の規定に基づく同意	(水産課)	二
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(経営支援課)	二
公告		
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	三
平成十五年製菓衛生師試験の実施	(薬事衛生課)	四
基本測量の実施	(用地対策課)	四
議会告示		
島根県議会広報委員会規程		四

## 告示

### 島根県告示第四百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成十五年四月二十五日

### 島根県告示第四百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成十五年四月二十五日

島根県知事 澄田信義

事業主体名 能義郡伯太町土地改良区	事業名 原代地区用排水施設事業 (がんばる島根農林総合事業…小規模土地基盤整備事業)	認可年月日 平成十五年四月十六日
----------------------	--	---------------------

事業主体名 能義郡伯太町土地改良区	事業名 宇丹波下地区用排水施設事業 (がんばる島根農林総合事業…小規模土地基盤整備事業)	認可年月日 平成十五年四月十六日
----------------------	--	---------------------

### 島根県告示第四百二十九号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項の規定により、平成十五年定期種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

平成十五年四月二十五日

島根県知事 澄田信義

第一班

日時 場所

五月二十六日十一時四十分

隠岐郡知夫村 家畜人工授精所

五月二十六日十五時三十分 隠岐郡西ノ島町 浦郷家畜市場  
 五月二十七日十三時 大原郡木次町 島根県立種畜センター  
 五月二十八日 九時 大田市朝山町 有限会社 島根農場  
 五月二十八日 九時三十分 大田市河合町 独立行政法人 農業技術研究機構近畿中国四国農業研究センター  
 五月二十八日十一時 津江市敬川町 島根種豚供給センター  
 五月二十八日十五時 益田市市原町 市原畜産協同組合

島根県告示第四百三十号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第四百十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年四月二十五日

島根県知事 澄 田 信義

- 一 解除予定保安林の所在場所  
那賀郡弥栄村大字三里ハニ五一の三
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

島根県告示第四百三十一号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第二項の規定による同意があったと認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成十五年四月二十五日

島根県知事 澄 田 信義

- 一 (一) 加入区の名称

和江加入区

(一) 加入区の区域

和江漁業協同組合の地区の区域

(二) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成十四年島根県告示第九十一号。以下「加入区設定告示」という。）の八の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

(一) 加入区の名称

浜田市加入区

(二) 加入区の区域

浜田市漁業協同組合の地区の区域

(三) 漁業の区分

加入区設定告示の十三の項漁業の区分欄10、17及び19に掲げる漁業の区分

(一) 加入区の名称

海士町加入区

(二) 加入区の区域

海士町漁業協同組合の地区の区域

(三) 漁業の区分

加入区設定告示の二十一の項漁業の区分欄8に掲げる漁業の区分

島根県告示第四百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第廿八条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十五年四月二十五日

島根県知事 澄 田 信義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンテラス株式会社 島根県隠岐郡西郷町大字城北町三七六番地

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

サンテラス株式会社 代表取締役 金田吉弘 島根県隠岐郡西郷町大字城北町三七六番地

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) ベーカリーショップチャンピニオン 松野道也 島根県隠岐郡布施村大字卯敷字中里一―一

(変更後) ベーカリーショップチャンピニオン サンテラス株式会社 代表取締役

金田吉弘 島根県隠岐郡西郷町大字城北町三七六

4 変更の年月日

平成十五年四月一日

二 届出年月日 平成十五年四月十六日

三 届出及び添付書類の縦覧場所

西郷町ふるさと振興課 (隠岐郡西郷町大字城北町一番地)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年四月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 申請のあった年月日

平成十五年四月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 スサノオの風

三 代表者の氏名

飯塚 勉

四 主たる事務所の所在地

簸川郡佐田町大字反辺一七四七番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、広く地域住民に対して、伝統文化継承、文化芸術活動の向上、体育活動の促進、福祉の向上、青少年の健全育成、まちづくりに関する事業を行い、中山間地域からの情報発信を行うとともに地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター (県庁南庁舎一階)

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条の規定に基づき、平成十五年度製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年島根県規則第四十五号）第二条の規定により公告する。

平成十五年四月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 期日

平成十五年六月二十五日（水）

午前十時四十分から午後三時四十分まで

二 場所

松江市殿町一五八

島根県民会館 三〇七会議室

三 科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技

四 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (二) 学校教育法第四十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したもの

五 出願の方法

(一) 提出書類

製菓衛生師法施行細則第三条に規定する製菓衛生師試験受験願書及び添付書類

(二) 受験願書の提出

- 1 県内居住者は、平成十五年四月三十日から同年五月二十六日までに住所地を管轄する隠岐支庁（保健所）又は健康福祉センター（保健所）に提出すること。
- 2 県外居住者は、平成十五年四月三十日から同年五月二十六日までに松江市殿町一八番地島根県健康福祉部薬事衛生課あてに提出すること。

なお、郵送の場合は、平成十五年五月二十四日までの消印があるものに限り受け付ける。

(三) 受験手数料  
九千四百円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に張り付けること。

六 受験票の送付

受験願書を審査し、適格と認められたものには、受験票を送付する。  
受験票が平成十五年六月十九日までに到着しない場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課までその旨を申し出ること（受験票の配達不能等がないように受験願書の住所欄に番地及び何方までを明確に記入すること）。

七 その他

- (一) 受験手続きその他試験についての問い合わせは、隠岐支庁（保健所）、健康福祉センター（保健所）又は島根県健康福祉部薬事衛生課（松江市殿町一八番地 電話〇八五二二二一五二六四）にすること。
- (二) 合格者には、合格通知をし、合格証書を交付する。

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年四月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 作業種類

基本測量（基準重力測量、一等重力測量）

二 作業期間

平成十五年五月八日から平成十五年十二月十二日まで

三 作業地域

松江市・大田市

議 会 告 示

島根県議会告示第二号

島根県議会広報委員会規程を次のように定める。

平成十五年四月二十五日

島根県議会議長 小 川 博 之

島根県議会広報委員会規程

第一条 島根県議会広報委員会（以下「委員会」という。）の委員は、七人とし、議員のうちから議長が選任する。

2 委員の任期は、二年とする。

3 委員会は、島根県議会図書室条例（昭和二十三年島根県条例第五十二号）第四条に定める図書室運営委員会を兼ねるものとする。

第二条 委員長は、委員会において互選する。

第三条 委員会は、委員長が招集する。

第四条 委員会は、次の事項を所掌し、調査審議する。

一 情報の提供に関する事項

二 広報に関する事項

三 広聴活動に関する事項

四 図書室の運営に関する事項

第五条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で定めることができる。

附 則

1 この規程は、平成十五年四月三十日から施行する。

2 島根県議会図書室運営委員会規程（昭和四十年島根県議会告示第一号）は、廃止する。

毎週火・金曜日発行

平成十五年四月二十五日印刷  
平成十五年四月二十五日発行

発行者  
島  
根  
県

発行所  
松江市学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)